

# 科学技術イノベーション推進体制強化に向けて【概要版】

平成25年4月17日  
テーマ別会合主査  
榊原 定征

資源に乏しく、少子高齢化が進む日本では、優れた人材の質や頭脳を活かし、科学技術によるイノベーションを推進することこそが産業競争力の源泉、かつ成長戦略の柱の一つとなる。体制整備に向けた抜本的な構造改革として、以下に5つの具体策を提言する。

## 1. 科学技術イノベーション推進体制の抜本的強化

総理の強力なリーダーシップにより府省間の縦割りを排し、産学官の叡智を結集すべく、顧問の任用など官邸機能の強化や、真の「司令塔」機能の再構築を行う。

### 【KPI】

○イノベーション(技術力)世界ランキングを、5年以内に1位に

### 【重点施策】

- ・既存の総合科学技術会議を改組して総司令塔機能を抜本的に強化  
科学技術イノベーションに関わる「企画立案」、「調整」、「配分」、「執行」等の権限を強化すべく早急に制度を設計し、来年度通常国会までに内閣府設置法、その他関連法令を改正する。
- ・事務局の強化(産学の優れた人材を積極的に登用し運営、調査分析力強化)  
海外の最新動向を直接把握するために、外国人も含め海外情勢に関する有識者を交えた諮問委員会、ワーキンググループ等を事務局内に設置することも検討すべきである。
- ・国家的課題解決など重点分野における予算配分と制度改革権限の付与  
重点的に実施すべき府省横断プロジェクトに関しては、司令塔機能を強化し、その下で、予算配分から予算執行、制度改革、チーム編成(人材配置)や推進まで一元的に行う。
- ・最先端研究開発プロジェクト(FIRST)後継プログラム(FIRST-Ⅱ)の創設  
成長戦略の一環として推進することを踏まえ、米国ARPA(Advanced Research Projects Agency)の仕組みを参考に、リスクは高いが産業社会に対するインパクトの大きな革新的研究テーマを中長期的視点から選定し、独創的な研究を支援する。
- ・次世代基幹産業育成のための府省横断プロジェクト立ち上げ  
国として国際競争力のあるあらたな基幹産業を生み出す産業政策が必要であり、国家基幹技術への投資を継続しつつ、次世代基幹産業育成のための府省横断プロジェクトを立ち上げる。

具体的なテーマ例は下記のようなものが挙げられる。

- ①メタンハイドレート、レアアースの採掘・開発
- ②次世代高効率航空機・ヘリコプターや大気圏再突入技術の開発
- ③再生医療・抗体医薬の開発
- ④診断機器・医療機器・介護ロボットの開発
- ⑤次世代ITS(Intelligent Transport Systems)の開発
- ⑥次世代高性能蓄電池の開発

## 2. 官民の研究開発投資の強化

激しい国際競争に打ち勝つため、世界最高水準の研究開発投資を実現する。

### 【KPI】

○官民合わせた研究開発投資の対GDP比率を、5年以内に4%へ

### 【重点施策】

#### ・政府研究開発投資の強化

第4期科学技術基本計画(政府研究開発投資の対GDP比1%以上、5年間総額25兆円)を踏まえ、効率性向上のための方策もあわせて実施することにより、研究開発投資を強化する。「科学技術イノベーション特別枠」を設置、科学技術振興費のシーリング特例措置も復活させる。

#### ・政府研究開発投資における質的な改革

応用・実用化などイノベーションを指向する資金制度では、選考委員の少なくとも半数は産業界出身者として、真にイノベーションを指向するテーマを選考する体制も構築すべきである。加えて、研究開発に係る目標設定や評価を行うメンバーに、外国人を含めた海外情勢に関する有識者を任命し、国際水準に即した内容にすべきである。

#### ・企業の研究開発投資の促進

わが国の研究開発投資の8割近くを占める企業の研究開発投資の増額を促すため、研究開発促進税制を大幅に拡充する。

## 3. 大学・独立行政法人研究所等の機能強化

公的な資金を活用して、民間企業では対応できないハイリスク研究、長期的な研究などを実施する役割期待があり、抜本的に機能を強化していく。

### 【KPI】

○世界大学ランキングのトップ100に10年で10校

○世界の研究機関ランキングトップ100に10年で10機関(大学を含む)

○国立大の運営費交付金の選択的に配分される部分を5年以内に20%以上へ

### 【重点施策】

#### ・国立大学・研究開発型独立行政法人の改革による研究開発能力の向上

国立大学法人、研究開発型独立行政法人の運営費交付金の一律削減について、成果や社会貢献などの観点から適切に評価を行った上で、一律削減の適用除外を認める。

#### ・成果を円滑に実用化に繋げるための政府関係機関の連携・機能統合・基金化

JSPS、JST、NEDOなどの連携や機能統合、NSTIの下での一元的推進を図る。

#### ・産学官連携による研究開発の積極的な推進

産学官連携の件数などは、社会還元活動の一環として運営費交付金の配分に反映させる。

#### ・評価に基づき、運営費交付金の思い切った傾斜配分と年俸制の導入

運営費交付金は、評価結果に基づいて思い切った傾斜配分を行うべきである。特に国立大学においては、公務員型の硬直的な給与人事システムを抜本的に改め、早期に年俸制を導入し、運営費交付金全体についてグローバルに競争できる大学に対して戦略的・重点的に配分することにより、優秀な若手理系人材の登用や、優れた業績を持つ人材の世界からの招聘を促進すべきである。

## 4. 民間におけるイノベーション活動の強化

経済成長を推進するためには、国の研究開発投資の拡充と合わせて、企業による研究開発投資を促進するほか、企業のイノベーション活動の障壁となる各種制度の抜本的改革を行う必要がある。

### 【KPI】

- 「産業投資立国」の実現 対内直接投資／GDPを5年以内に1%以上へ
- イノベーション促進型の規制を実現 実用化を妨げる規制を1年以内に見直し
- イノベーション促進型の政策金融を実現
  - ★ベンチャー投資利用可能度に関する世界ランクを5年間でトップ10に
- イノベーション促進型の政府調達度を実現
  - ★成長分野の新技术を優先的に政府調達するようSBIR制度等を抜本拡充
  - ★先進的製品の政府調達に関する世界ランクを5年間でトップ10に

### 【重点施策】

- ・国内立地促進税制、補助金制度の拡充
- ・固定資産税などのイコールフットイング実現
- ・イノベーション推進型の規制の実現
- ・イノベーション推進型の政策金融の実現
- ・イノベーション促進型の税制優遇措置の実現
- ・イノベーション推進型の政府調達の実現
- ・海外技術者等の受入促進
- ・成果重視型の新たな助成方式の導入
- ・徹底した規制緩和による、ビジネスイノベーションのための市場創出

## 5. 知的財産戦略・標準化戦略の強化

わが国の企業は、グローバルな事業展開において技術・知的財産をより一層活用し、事業活動の競争力を強化する共に、技術貿易黒字を拡大してイノベーションサイクルを強化する必要がある。そこで喫緊の課題として、特許庁の審査基盤を整備する。

### 【KPI】

- 特許審査の迅速化 審査の最終処分までの期間を36ヶ月以内へ
- 中国文献情報への日本語アクセス 日本特許庁がデータ受領後6ヶ月以内へ

### 【重点施策】

- ・審査の迅速化・まとめ審査
- ・グローバルな権利取得の支援
- ・中国特許文献に対する官民の調査負担の軽減
- ・中小企業及び中型企業の知的財産支援
- ・審査基盤の整備
- ・国際調和に向けた知的財産制度の充実
- ・国際標準獲得に向けた取り組み

## <参考資料>

- 2012年11月に閣議決定、国会提出された法律案(衆議院解散により廃案)においても、総合科学技術会議の改組や権限強化を喫緊の課題と認識。
- 他方、今回の民間ペーパーの提言に沿って総合科学技術会議の下に新たな予算スキームを設ける際は、以下の内容に加え内閣府への予算計上に関する権限の追加が必要。

### 内閣府設置法の一部を改正する法律案

科学技術の振興を通じた新産業の創出、雇用の増大等を図る必要性の増大等に鑑み、**研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項を内閣府の所掌事務に追加するとともに、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組する等の必要がある。**これが、この法律案を提出する理由である。

内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。  
第四条第一項中第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。  
六の二 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第五項に規定するものをいう。第二十六条第一項第四号において同じ。)の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

七の二 **科学技術基本計画(科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)第九条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。**

七の三 **科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。**

(中略)

第七条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。  
第四条第四十四号及び第四十六号中「関すること」の下に「(内閣府の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第四十七号を次のように改める。  
四十七 削除

(出典:内閣府法制局、衆議院ホームページ、閣議決定日平成24年11月9日 )

### 文部科学省設置法

(任務)

(中略)

四十四 **科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。**

四十六 **科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。**

四十七 **科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。**

(出典:文部科学省ホームページ )

# 科学技術イノベーション推進体制強化に向けて

平成25年4月17日

テーマ別会合主査

榊原 定征

本ペーパーは主査の責任の下、全民間議員の意見を極力取り入れとりまとめたものである。

資源に乏しく、少子高齢化が進む日本では、優れた人材の質や頭脳を活かし、科学技術によるイノベーションを推進することこそが産業競争力の源泉、かつ成長戦略の柱の一つとなる。しかしながら、成長戦略の一環として科学技術によるイノベーションを推進するには、研究開発のみを考えるのでは不十分であり、規制、税制、特許・薬事等審査制度、リスクマネー供給（政策金融）、政府調達など産業化に至るまでの全てのプロセスを俯瞰した上で、旧来の研究開発行政が他の行政分野と切り離されたような体制ではなく、科学技術とイノベーションを一体化させた真のイノベーション政策を推進できる体制へと抜本的に構造改革しなければならない。国立大学や独立行政法人等の運営費交付金も、思い切った傾斜配分で社会の評価を反映していかなければならない。強い技術がビジネスに繋がっていない理由を徹底検証した上で、ビジネスイノベーションを促進するための規制緩和や法制度の見直しも、府省横断的に実施していかなければならない。より具体的には、以下に掲げた対策を早急に講じる必要がある。

## 1. 科学技術イノベーション推進体制の抜本的強化

科学技術イノベーション推進は多数の府省に関わることであり、総理の強力なリーダーシップにより府省間の縦割りを排し、産学官の英知を結集して推進する必要がある。科学技術イノベーション政策を担当する内閣特別顧問の任用など、官邸機能の強化も図る必要がある。

そして総合科学技術会議を改組して既存の枠組みを越えた、科学技術イノベーション推進組織（仮にNSTI: National Council of Science, Technology and Innovation とする）として「権限」「体制」「予算システム」を抜本的に強化し、真の「司令塔」機能へと再構築するとともに、政府内の科学技術関係部局の協力体制の再構築も併せて行う必要がある。

### 【KPI】

○ イノベーション(技術力)世界ランキングを、5年以内に1位に

#### 【重点施策】

- ・ 既存の総合科学技術会議を改組して総司令塔機能を抜本的に強化
- ・ 事務局の強化(産学の優れた人材を積極的に登用し運営、調査分析力強化)
- ・ 国家的課題解決など重点分野における予算配分と制度改革権限の付与
- ・ 最先端研究開発プロジェクト(FIRST)後継プログラム(FIRST-II)の創設
- ・ 次世代基幹産業育成のための府省横断プロジェクト立ち上げ

## 【具体策】

### (1) 既存の総合科学技術会議を改組して総司令塔機能を抜本的に強化

現在の総合科学技術会議は2001年発足時の理念に掲げられた通り、「各府省の縦割りを排除して、オールジャパンでの研究開発体制を構築」するため設置されたが、研究開発の司令塔という20世紀的コンセプトでは、規制、税制、特許・薬事等審査制度、リスクマネー供給（政策金融）、政府調達などイノベーションの実現のために必要な重要政策に手が届かないという制度上、機能上の制約がある。このため、第1期から第3期科学技術基本計画の期間だけで60兆円を超える資金が投入されたにもかかわらず、研究開発の成果が社会に十分還元されたとは言い難い。そこで、既存の総合科学技術会議を改組して、その権限を抜本的に強化する必要がある。

現在の総合科学技術会議の権限は、内閣府設置法で科学技術に関する「調査審議」及び「評価」に限定されており、規制、税制、特許・薬事等審査制度、リスクマネー供給（政策金融）、政府調達などイノベーションの実現のために必要な重要政策に手が届かず、「世界で最もイノベーションを起こしやすい国」を生み出そうとする安倍総理の理念を実現するには不十分な立て付けであり、法的根拠の見直しも含めた制度改革が必須である。現在の総合科学技術会議をNSTIに改組して20世紀の科学技術政策から21世紀の科学技術イノベーション政策へと抜本的な改革を実現させ、研究開発のみに意を砕いてきたこれまでの総合科学技術会議の限界を超え、日本経済再生本部、産業競争力会議、経済財政諮問会議、規制改革会議その他イノベーションに関わる他の司令塔群との連携を強化し、科学技術イノベーションに関わる政府の基本計画等の「企画立案」、関係行政機関との「調整」、各府省予算の「配分」・「執行」、府省横断的に取り組むべきプロジェクト（以下府省横断プロジェクト）の「一元的推進」等の権限を強化すべく、早急に制度を設計し、来年度通常国会までに内閣府設置法、その他関連法令の改正に取り組む必要がある。

その際、機能強化や特別枠の設置にあたっては、司令塔以外の関係各省の科学技術関係部局の連携・協力体制の在り方についてもセットで検討するべきである。

### (2) 事務局の強化（産学の優れた人材を積極的に登用し運営、調査分析力強化）

NSTIへ改組する際には、産学の優秀な人材を積極的に事務局に登用するとともに、プロパー職員の育成など事務局職員の各府省からの独立性を確保すること、及び政府系シンクタンク（経済社会研究所、NISTEP, CRDS, RIETI、日本学術会議等）との連携を図り、調査分析力を向上させる必要がある。研究開発は国境を越える活動であり、海外の最新動向を直接把握するために、外国人も含め海外情勢に関する有識者を交えた諮問委員会、ワーキンググループ等を事務局内に設置することも検討すべきである。

### (3) 国家的課題解決など重点分野における予算配分と制度改革権限の付与

イノベーション関係の予算案を各府省の縦割りで積み上げて配分し、イノベーションの障壁となる各府省の規制、調達、税制、リスクマネー供給等制度の改革も縦割りの各府省に委ねる今のやり方は限界にある。研究開発のみに意を砕いてきたこれまでの総合科学技術会議の

限界を超え、日本経済再生本部、産業競争力会議、経済財政諮問会議、規制改革会議その他イノベーションに関わる他の司令塔群との連携強化を進め、世界のトップを目指し重点的に実施すべき府省横断プロジェクトに関しては、NSTIの司令塔機能を強化し、その下で、予算配分から予算執行、制度改革までを一元的に行うと同時に、NSTIがチーム編成(人材配置)や推進も行うべきである。またプロジェクトの評価を含め、PDCAサイクルを回していく必要がある。また、それ以外の各府省のファンディングにおいてもNSTIがプログラムレベルでつなぐ権限を持つことが望まれる。

#### (4) 最先端研究開発プロジェクト(FIRST)後継プログラム(FIRST-Ⅱ)の創設

FIRSTでは真理の探求、基礎研究、応用研究を含め、幅広い領域の研究テーマ30を選定して支援したが、FIRST-Ⅱでは成長戦略の一環として推進することを踏まえ、米国ARPA (Advanced Research Projects Agency)の仕組みを参考に、リスクは高いが産業社会に対するインパクトの大きな革新的研究テーマを中長期的視点から選定し、独創的な研究を支援すべきである。

##### ○ 支援する研究開発テーマの領域

- ✓ 日本の強みを発揮して世界をリードできる研究領域
- ✓ 日本の産業の国際競争力の向上に資する研究領域
- ✓ 新たなイノベーションの創出や地球環境問題、ライフイノベーションなど日本の産業社会への波及効果が大きい研究領域
- ✓ 数年後には事業化の目処(POC: Proof of Concept)が立ち、企業による研究開発プロジェクトに移行できると期待できる領域

##### ○ テーマ数 30前後

##### ○ 研究開発予算規模:3,000億円規模を想定

FIRSTでは当初、平成21年度補正予算で2700億円措置されたが、民主党政権において、1,000億円に減額。

#### (5) 次世代基幹産業育成のための府省横断プロジェクト立ち上げ

歴史を振り返っても、国際競争力のある基幹産業が外貨を稼ぎ、生活に必須となる食料や原料、燃料の輸入を購って国民生活を支えてきた。日本は国として国際競争力のあるあらたな基幹産業を生み出す産業政策が必要であり、国家基幹技術への投資を継続しつつ、次世代基幹産業育成のための府省横断プロジェクトを立ち上げるべきである。このためNSTIは、産業競争力会議と連携の下、戦略市場創造プランの推進に当たり重要な府省連携プロジェクトを特定し、予算の特別枠を計上・創設し、重点的に推進すべきである。特に将来の応用分野が幅広く担当省庁が複数に跨る場合など調整の困難さや効率的な実施の観点から、内閣府が主導すべき府省横断プロジェクトについては、内閣府が直轄で実施すべきである。なお、内閣府が直轄で実施する場合、効率的な研究開発マネジメント等の観点から、JST、NEDOなどの政府系研究開発資金配分機関や、こうした独立行政法人のみならず民間のマネジメント機関を含め、幅広く活用すべきである。具体的なテーマ例は下記のようなものが挙げられ

る。

- ① メタンハイドレート、レアアースの採掘・開発
- ② 次世代高効率航空機・ヘリコプター（低燃費、低環境負荷、超音速）や大気圏再突入技術の開発
- ③ 再生医療・抗体医薬の開発
- ④ 診断機器・医療機器・介護ロボットの開発
- ⑤ 次世代ITS (Intelligent Transport Systems)の開発
- ⑥ 次世代高性能蓄電池の開発

## 2. 官民の研究開発投資の強化

諸外国との激しい国際競争に打ち勝つため、政府研究開発投資は世界最高水準を実現すべきである。欧米主要国等と比較しても、日本の政府研究開発投資には課題があるといわざるを得ない。政府研究開発投資の中核といえる科学技術振興費は過去3年間減少を続けており、研究内容の効率化・質的向上を十分に図った上で、政府研究開発投資、特に科学技術振興費のシーリング(概算要求枠)特例措置を復活させる必要がある。

他方、経済成長を推進するためには、政府研究開発投資の拡充と合わせて、わが国の研究開発投資の8割近くを占める企業の研究開発投資を促進する必要がある。リーマンショック以降低下している企業の研究開発投資の増額を促すため、研究開発促進税制の大幅な拡充を求めたい。

### 【KPI】

- 官民合わせた研究開発投資の対GDP比率を、5年以内に4%へ

### 【重点施策】

- ・ 政府研究開発投資の強化
- ・ 企業の研究開発投資の促進

### 【具体策】

#### (1) 政府研究開発投資の強化

2011年に閣議決定された第4期科学技術基本計画では、政府研究開発投資の対GDP比1%以上、5年間総額25兆円が明記されている。基本計画を踏まえ、効率性向上のための方策もあわせて実施することにより、政府研究開発投資を強化すべきである。特にNSTIが官邸と主導で成長戦略を強力に推進し、「科学技術イノベーション特別枠」を設置すべきである。また、政府研究開発投資の中核ともいえる科学技術振興費は過去3年間減少傾向にあるため、シーリング(概算要求枠)特例措置を復活させて、着実に拡充していくべきである。



## (2) 政府研究開発投資における質的な改革

従来の科学技術政策では、イノベーションの視点、すなわち科学技術の成果を社会に還元する視点が不十分であった。そこで、本ペーパーで提案しているNSTIの司令塔機能の強化、大学・独立法人研究所等の機能強化などにより、質的な改革も強く求めたい。

例えば従来の科学技術行政では、応用研究・開発等のテーマを選考する際にも、アカデミア出身者が選考委員の8割以上を占める場合がほとんどであり、イノベーションによる産業化の視点が希薄であった。最先端研究開発支援プログラム(FIRST)の成功をみても明らかのように、応用・実用化などイノベーションを指向する資金制度では、選考委員の少なくとも半数は産業界出身者として、真にイノベーションを指向するテーマを選考する体制も構築すべきである。加えて、研究開発に係る目標設定や評価を行うメンバーに、外国人を含めた海外情勢に関する有識者を任命し、国際水準に即した内容にすべきである。

## (3) 企業の研究開発投資の促進

経済成長を推進するためには、政府研究開発投資の拡充と合わせて、わが国の研究開発投資の8割近くを占める企業の研究開発投資を促進する必要がある。リーマンショック以降低下している企業の研究開発投資の増額を促すため、研究開発促進税制の大幅な拡充を求めたい。

すでにわが国でも総額型の税額控除限度額を法人税額の30%に引き上げるなどの税制改正が進められているが、競合するアジアや欧州諸国、例えばフランスでは2008年に総額型の税額控除率を30%へと大幅に引き上げており、これら競合国とのイコールフットィングを早急を実現させていく必要がある。総額型の税額控除率(8~10%)を一律12%へ引き上げ、将来的にはフランス等と同等の控除率30%を目指とともに、控除上限の諸外国並みの水準への引き上げ(フランスは制限なし)を早急に図るべきである。繰越控除できる期間の延長措置なども着実に進めていただきたい。

## 3. 大学・独立行政法人研究所等の機能強化

大学・独立行政法人研究所等は、公的な資金を活用して、民間企業では対応できないハイリスク研究、長期的な研究などを実施する役割期待があり、抜本的に機能を強化していくべきである。

### **【KPI】**

- 世界大学ランキングのトップ100に10年で10校
- 世界の研究機関ランキングトップ100に10年で10機関(大学を含む)
- 国立大学法人の運営費交付金の選択的に配分される部分を、5年以内に20%以上へ(現在9%)

## 【重点施策】

- ・ 国立大学・研究開発型独立行政法人の改革による研究開発能力の向上
- ・ 成果を円滑に実用化に繋げるための政府関係機関の連携・機能統合・基金化
- ・ 産学協同による研究開発の積極的な推進
- ・ 評価に基づき、運営費交付金の思い切った傾斜配分と教職員への年俸制の導入

## 【具体策】

### (1) 国立大学・研究開発型独立行政法人の改革による研究開発能力の向上

現在の独立行政法人制度は、定型的な業務を効果的、効率的に実施することに主眼を置いており、予見不可能なハイリスク研究等に中長期的視野で取り組む業務には馴染まない点が数多く存在する(給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰り越し、寄付税制や間接経費の拡充など)。これらの事項を改革・改善して研究開発成果の最大化を図る。

国立大学法人、研究開発型独立行政法人の運営費交付金の一律削減について、研究開発の成果、社会への貢献などの観点から適切に評価を行った上で、一律削減の適用除外を認める。NSTIの関与により、国際水準で統一的な評価指針の整備、点検等を実施すると同時に、研究開発に係る目標設定・評価を行うメンバーに外国人を含めた海外情勢に関する有識者を任命し、国際水準に即した内容にすべきである。

### (2) 成果を円滑に実用化に繋げるための政府関係機関の連携・機能統合・基金化

基礎研究の成果を円滑に応用研究や実用化に繋げるため、司令塔以外の文部科学省・経済産業省などの科学技術関係部局の協力を得て、JSPS、JST、NEDOなどの政府系研究開発資金配分機関や、産業技術総合研究所、理化学研究所などの政府系研究機関の連携や機能統合、NSTIの下での一元的推進を図る。複数年度に亘る研究開発を効果的に支援するため、基金化も着実に進めていくべきである。そして上記行政組織、政府系研究開発資金配分機関・研究機関においては、分野、部門別で評価が高い領域に、予算を思い切って傾斜配分すべきである。

### (3) 産学官連携による研究開発の積極的な推進

目利き人材や事業化を担う人材の育成を図るとともに、産学官連携によるプラットフォームの形成などを行う。また、企業から大学、研究開発型独立行政法人への委託研究、共同研究を実施しやすくするためのシステム改革を推進する。産学官連携の件数などは、大学や独立行政法人の社会還元活動の一環として、運営費交付金の配分にも反映させていく。

### (4) 事業化、人材育成に関する産学連携の抜本強化

産学連携は研究開発段階のみならず事業化段階、人材段階においても抜本強化することが必要である。例えば、大学や公的研究機関が、自らが生み出した技術シーズを用いて事

業化を行おうとするベンチャー企業に対して投資することを可能とすることや、明らかにされた企業のニーズを基に特性化されたカリキュラムによる教育を企業と協力して積極的に導入・拡充させるなどの具体策を、一年以内に検討し、実施方策を確定する。

#### (5) 評価に基づき、運営費交付金の思い切った傾斜配分と年俸制の導入

研究開発法人及び国立大学の運営費交付金は、評価結果に基づいて思い切った傾斜配分を行うべきである。特に国立大学においては、公務員型の硬直的な給与人事システムを抜本的に改め、早期に年俸制を導入し、運営費交付金全体についてグローバルに競争できる大学に対して戦略的・重点的に配分することにより、優秀な若手理系人材の登用や、優れた業績を持つ人材の世界中からの招聘を促進すべきである。さらにテニュアトラック制度の本格導入や優秀な研究者への世界水準の処遇の実現、女性研究者の登用推進のために子育てや介護に対する支援の充実、研究費応募時の年齢制限撤廃などを実施する。

#### 4. 民間におけるイノベーション活動の強化

経済成長を推進するためには、国の研究開発投資の拡充と合わせて、企業による研究開発投資を促進するほか、企業のイノベーション活動の障壁となる各種制度の抜本的改革を行う必要がある。

##### **【KPI】**

- 「産業投資立国」の実現 対内直接投資/GDPを5年以内に少なくとも1%以上へ
- イノベーション促進型の規制を実現
  - 成長戦略分野で創出された新技術について、実用化を妨げる規制を1年以内に見直し、世界で最も簡素なレベルまで緩和する原則を全政府的に導入
- イノベーション促進型の政策金融を実現
  - ベンチャー投資利用可能度に関する世界ランク(WEF)を5年間でトップ10に
- イノベーション促進型の政府調達度を実現
  - 成長戦略分野で創出された新技術について優先的に政府調達するようSBIR制度等を抜本拡充
  - 先進的製品の政府調達に関する世界ランクを5年間でトップ10に(現在48位:WEF)

##### **【重点施策】**

- ・ 国内立地促進税制、補助金制度の拡充
- ・ 固定資産税などのイコールフットイング実現

## 【具体策】

### (1) 国内立地促進税制、補助金制度の拡充

政府が掲げる「産業投資立国」の実現を目指すには、日本の高コスト構造是正、規制緩和を進めていく必要がある。しかしながら、現状は対内直接投資の対GDP比率が0.5%にも満たない水準であり、欧米先進国は少なくとも1%を越える水準にある。国際的なイコールフットイングを早急に実現し、産業の急速な空洞化を抑制するために、短期的には諸外国並みの立地促進税制、補助金制度を拡充する必要がある。具体的には、企業の先端設備投資促進補助金制度(平成24年度補正予算 2,000億円)の増枠と継続を求めたい。

### (2) 固定資産税などのイコールフットイング実現

政府が掲げる「世界で一番活動がしやすい国づくり」を目指すには、国際的に劣後する立地条件が足枷となっている。償却資産に対する固定資産税を減免するなど、競合国とのイコールフットイングを早急に実現する必要がある。

### (3) イノベーション推進型の規制の実現

成長戦略分野で創出された新技術について、実用化を妨げる規制を1年以内に見直し、世界で最も簡素なレベルまで緩和する原則を全政府的に導入する(臨床試験基準や、製品安全基準の緩和、新技術実証を妨げる道路交通法・電波法等の特例措置等)。

例えば、動物実験とヒト症例のギャップを埋めるtranslational医学等橋渡し研究を総合特区推進費等で重点支援する(規制改革会議と総合科学技術会議の連携、一体的取り組みにより、規制改革を科学面から支援)。

### (4) イノベーション推進型の政策金融の実現

民間ベンチャーキャピタルの規模が不十分である我が国の現状では、政策金融を通じて、成長戦略分野における民間のイノベーション活動を強力に推進する必要がある。このため、政策金融機関(政投銀、産業革新機構)に対しNSTIが関与し、革新的なハイリスク案件を積極的に支援する。

### (5) イノベーション促進型の税制優遇措置の実現

民間の目利きにより民間のベンチャー支援が活発化するように、税制優遇を通じて、成長戦略分野における民間のイノベーション活動を強力に推進する必要がある。このため、ベンチャー投資に対する税制優遇を所得控除から税額控除に変更、寄付税制を所得控除から税額控除にするなど大幅に拡充する。

### (6) イノベーション推進型の政府調達の実現

革新的な技術開発の成果が事業化、産業化される過程においては、政府調達が果たす役割が大きい。成長戦略分野で創出された新技術について優先的に政府調達するようSBIR制度等を抜本的に拡充する。

(7) **海外技術者等の受入促進**

平成24年2月から導入された「高度人材に対するポイント制による優遇制度」の実態を早期に検証し、さらなる拡充の必要性を検討し所要の措置を講ずる。

(8) **成果重視型の新たな助成方式の導入**

米国では民間の自発的なイノベーションを促進するため懸賞形式の助成制度が導入され、成果を上げている。日本も早期に成果重視型の新たな助成方式を導入し、イノベーションを促進させるべきである。

(9) **徹底した規制緩和による、ビジネスイノベーションのための市場創出**

医療等の分野で徹底した規制緩和を行うことにより、新たなビジネス市場を生み出すイノベーションを引き出す(遠隔医療の拡大等)。

**5. 知的財産戦略・標準化戦略の強化**

わが国の企業は、グローバルな事業展開において技術・知的財産をより一層活用し、事業活動の競争力を強化する共に、技術貿易黒字を拡大してイノベーションサイクルを強化する必要がある。そのためには、国内外における知的財産権の侵害品を排除し、適切なライセンス収入を獲得できるよう、国内外で知的財産を迅速に権利化できる特許庁の体制整備が必要である。

**【KPI】**

- 特許審査の迅速化 審査の最終処分までの期間(TP: Total Pendency)を36ヶ月以内へ
- 中国文献情報への日本語アクセス 日本特許庁がデータ受領後6ヶ月以内へ

**【重点施策】**

- ・ 審査の迅速化・まとめ審査
- ・ 中国特許文献に対する官民の調査負担軽減
- ・ グローバルな権利取得の支援
- ・ 国際標準の獲得に向けた対策強化

**【具体策】**

(1) **審査の迅速化・まとめ審査**

TPPなどの進展も視野に入れて、審査順番待ちから権利化まで全件最終処分の期間を、米韓FTAの水準である36ヶ月以内まで、少なくとも迅速化すべきである。また、企業の事業戦略に対応してまとめ審査を活用し、分野横断的な審査・権利化を行う必要がある。

(2) **グローバルな権利取得の支援**

新興国における迅速な権利設定を可能とするための審査協力、人材育成の大規模実施、

及び海外での早期権利取得を可能とするための特許審査ハイウェイ(PPH)の拡充が必要である。

(3) **中国特許文献に対する官民の調査負担の軽減**

国際展開する企業、特に中小企業では、急増する中国語特許文献などの調査負担、中国における特許リスク軽減が喫緊の課題となっている。政府は中国語特許文献の調査のためのインフラ整備を進めるべきである。今後5年以内には、中国文献情報への日本語アクセスを、日本特許庁がデータ受領後6ヶ月以内を実現させるべきである。

(4) **中小企業及び中型企業の知的財産支援**

中小・中型企業の海外での権利取得・活用を促進するため、都道府県に設置した知財総合支援窓口の拡充や海外出願費用の支援、料金減免サービスを拡充すべきである。とりわけ、中型の研究開発企業は日本のコア技術を支える重要な企業でありことから、大型や中小とは別に中型企業を巡る経営環境に適した施策が必要である。

(5) **審査基盤の整備**

任期付審査官の任期満了に伴い、2014年以降審査官の減少が予定されているが、上記の審査迅速化やグローバルな権利取得支援、中国文献への対応といった課題を解決するために審査基盤の整備、強化が必要であり、国の審査人員の確保は喫緊の課題として対処する必要がある。

(6) **国際調和に向けた知的財産制度の充実**

近年のわが国のグローバルな事業展開の状況を踏まえ、特許権の一層の安定性を確保するため、特許異議申立制度の導入について検討する必要がある。

(7) **国際標準獲得に向けた取り組み**

全世界に展開する多国籍認証機関と連携して、国内に複数認証機関が供用可能なグローバル認証基盤制度、日本の強みが活かせる研究開発・安全基準認証一体化プログラム制度や海外生産拠点一体化認証制度を構築する。また、ファスト・トラック規格立案制度の拡充やJIS高機能化改革を進める。

以上